

2016.1.24

桑名市成年後見制度推進シンポジウム

成年後見人
わたしたちは、こうして
活動しています
～社会福祉士の場合～

ふじ社会福祉士事務所

藤井由紀子

(三重県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあみえ会員)

お話ししたいこと

1. わたしは、こうして成年後見人になりました
2. 成年後見人として、こんなことをしています
3. 成年後見人となって困ったこと、よかったこと

わたしは、こうして成年後見人になりました

～社会福祉士の場合～

1. 成年後見人養成研修を修了する
2. 候補者名簿に登録する
3. 家裁から「ぱあとなあみえ」に推薦の依頼がくる
4. 候補者として推薦される
5. 成年後見人としての審判がおきる

成年後見人はこんなことをします

● 財産管理

1. 介護サービス利用料、医療費支払い
2. 不動産の管理、処分
3. 生活費、家賃、公共料金の支出
4. 生活用品、衣類などの購入

本人の動産・不動産を適切に管理し必要な支払をします

● 身上監護

1. 生活状況を見守り助言
2. 福祉サービス申込、入所契約
3. ケアプラン同意
4. 治療方針等主治医と相談する
5. 医療保険介護保険の申請
6. 負担額減額等減免手続き
7. 年金手続き
8. 税申告

福祉・介護・医療の申し込み、契約をします。
各サービスが適切に提供されているかチェックします
保険、年金、税金の申告や申請をします

T子さんの場合

- 昭和5年生れ
- 一人っ子(兄弟姉妹なし)
- 女学校卒業後、紡績会社に勤めた
- 結婚歴なし(子供なし)
- 両親死亡後ひとり暮らし(愛犬メリーちゃんと)
- 持ち家(土地は借地)に居住



おや？（異変の気づき）



- ひとり暮らし高齢者の見守りのために民生委員が訪問していた
- 訪問販売や投資商法のセールスが来ていたらしい
- 「〇〇に投資すると〇倍になって帰ってくる」という話にのって、数百万円払ったがかえってこない、と民生委員に相談があった
- 身体は元気だが少し判断力の低下があるようだった



「このままではまた被害にあう。」

- T子さんは、「セールスのお兄さんはひとり暮らしの私にとっても優しくしてくれるの」「電球の取り換えや重い荷物を運ぶのも手伝ってくれるの」「ええ人やで断りきれへんの」と言っている
- 民生委員は社協に相談した
- このままではまた被害に遭う恐れがあるから「社協の日常生活自立支援事業を勧めましょう」

T子さん、その後



- Tさんは認知症の症状がすすみ、ヘルパー等の介護サービスを利用しても一人での在宅生活が難しくなったので、グループホームに入居することになった
- グループホームへの入所契約のために成年後見制度の利用が必要になった
- Tさんには子供も兄弟も甥姪もないので市長申立により成年後見の申立がされた
- 診断書等の結果、Tさんの類型は「後見」となり、第三者(社会福祉士)の成年後見人が選任された

T子さんについての後見活動



- グループホームに入所して3年後、認知症はさらにすすみグループホームでは対応しきれなくなった
 - 次の施設はどこにするか？ → 関係者と相談、特養申し込み、契約
- 借地を返還するため不動産処分
 - 在宅復帰の見込みがないため、家裁と相談して持ち家を処分して借地を返還する → 家財道具処分業者を選定契約。解体業者を選定、契約、工事立ち合い、支払。借地解約
- 特養入所後すぐ、骨折し入院
 - 病院契約、手術相談(手術の同意はできない)

T子さんの後見人として、こんなことを しています

1. 介護サービス利用料支払い、医療費支払い
 2. 自宅取り壊し、家財処分
 3. 借地解約、返還
 4. 電気・ガス・水道・電話解約
 5. 日用品、衣類購入
 6. 特養申込、入所契約
 7. ケアプラン同意
 8. 治療方針等説明を聞く
 9. 税申告
 10. 医療保険介護保険の申請、負担額減額等手続き
 11. 年金手続き
-
- 財産管理
- 身上監護

成年後見人の義務

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない

1. 本人の意思の尊重義務＝本人の自己決定を尊重しなければならない
2. 本人の身上配慮義務＝本人の置かれている状況から判断しベストの方法を選ばなければならない

成年後見人は家族の代わりではない、あくまで本人の代わりとなって意思を代弁する

成年後見人にはできないこと

1. 入院入所などの「身元保証人」になれない

- 成年後見人＝本人のすべてを代理するもの。本人と同一の権利義務を負うもの。つまり自分が自分の保証人にはなれないです。

2. 手術や延命等の医療同意はできない

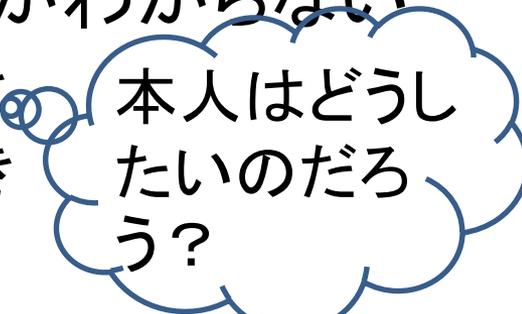
1. 本人の体を傷つけたり生命のながさを左右する(医的侵襲という)ような判断を第三者後見人はできない

成年後見人になって困ったこと

• 困ったこと

– 重度の認知症のため、本人の意思がわからない

- グループホームや特養に入所するとき
- 家を取り壊すとき、家財を処分するとき



本人はどうしたいのだろうか？

– 骨折して手術をするとき、主治医から同意がないと手術できないと言われた

– 施設からは「家族」のように見なされる

- 「おむつ買ってきて」「病院に連れて行って」
- 「そんなこともできないなら何のための後見人なの？」

成年後見人になってよかったこと

- よかったこと

- 施設や地域の方と一緒にになって本人のことを考える連帯感を感じる～「チームの一員」感
- 自分の経験や知識を活かして「人や社会に役立っている」と感じる
- 自分の人生経験だけでは経験できないいろいろなことを経験できる